

福井市避難支援プラン よくある質問（避難行動要支援者用）

Q 1 同意書を提出しないと支援を受けられないのですか？

A 1 災害発生時には、同意の有無にかかわらず支援の対象者全員の氏名等を記載した名簿を支援を行う関係者に提供するので、同意書を提出しないからといって支援を受けられないものではありません。

しかし、あらかじめ同意書を提出し、個別避難計画を作成しておくことで、速やかな支援に繋がることが考えられます。

Q 2 同意書を提出したり、個別避難計画を作成すれば、必ず支援を受けられるのですか？

A 2 この制度は、地域の方々の善意によって成り立つ任意の制度です。したがって、同意書を提出したり、個別避難計画を作成したとしても、災害時に必ず支援を受けることができるとは限りません。

そのため、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持って、地域との関係づくりを心がけてください。

また、自治会に加入していない方は、加入することをお勧めします。

Q 3 避難行動要支援者本人の住所や緊急連絡先の電話番号等が変更になった場合、どうすればよいですか？

A 3 お手数ですが、同意書の再提出をお願いします。ただし、これが難しい場合や長期入所・入院された場合は、福井市 危機管理課（0776-20-5234）までご連絡をお願いします。

なお、避難行動要支援者の方がお亡くなりになった場合の連絡は不要です。

Q 4 同意書を提出しましたが、地域から個別避難計画作成の声掛けがありません。

A 4 同意書を提出しても必ず地域から声掛けがあるものではありませんし、声掛けがあるとしても作成は順次行われていきます。したがって、同意書を提出しても、すぐに声掛けがあるとは限りません。

個別避難計画の作成を希望する場合、自ら積極的に地域にその作成をお願いすることも検討してください。

Q 5 日中だけの支援をお願いすることはできますか？

A 5 日中だけの支援をお願いすることは可能ですので、同意書にそのように

記入してください。

夜間のみの支援を希望する場合も同様です。